

令和元年五月十七日提出
質問第一七四号

自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制
範囲に関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制

範囲に関する質問主意書

現在、自衛隊の施設や在日米軍施設を、その周辺地域の上空においてドローン等の小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に加えること等を内容とする小型無人機等飛行禁止法等改正案が衆議院を通過し、参議院で審議中です。

この法律案が成立すると、対象施設に指定された自衛隊・米軍施設の上空及び周囲おおむね三百メートル以内において、ドローン等の小型無人機等の飛行が禁止されますが、対象施設については防衛大臣が個別に指定するものとされていて、どこまで対象が広がっていくのか法案審議の中で明らかにされておりません。

また、対象施設の周囲おおむね三百メートル以内が規制の範囲となりますが、規制の範囲内かどうかの周知をどのように行うのかも不明であります。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 米軍施設の中に東京都港区六本木七丁目の赤坂プレス・センターがありますが、東京のど真ん中のこの施設も規制の対象に含まれ得るのか、明らかにされたい。

二 赤坂プレス・センターの周囲三百メートルとなると、六本木ヒルズや東京ミッドタウンもこの範囲に含まれてきます。これらの施設においては、各種イベントや報道機関による取材等でドローンを使用する機会も想定されることから、国民に対して規制の範囲に入っていることを周知する必要がある一方で、その徹底が非常に難しいと考えます。対象施設の上空は施設の所在地が分かれば誰でも判別出来ますが、施設から三百メートル以内かそれ以上離れているかは直ちには分かりません。規制の範囲内かどうかをどのように周知するつもりか明らかにされたい。

右質問する。